

(仮称) 新潟市子ども読書活動推進計画

(案)

平成22年 月

新 潟 市

目 次

子どもの読書環境の整備とは	1
第1章 新潟市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の対象と期間	
3 計画策定の経緯	
(1) 計画策定の体制	
(2) 「現状と課題」の整理	3
(3) 計画づくりのなかで	
第2章 子どもの読書活動を推進するための方策	5
1 家庭	
2 保育園・幼稚園	7
3 学校	9
4 地域	17
(1) 図書館	
(2) 公民館・地域子育て支援センター等	20
第3章 計画推進のために	23
1 数値目標	
2 広報・啓発	
3 推進体制	24
付属資料	
1 就学前段階における子どもと読書に関する調査結果（概要）	25
2 教育フォーラム2009「子どもの読書活動を進める市民のつどい」 アンケート結果（概要）	36
3 （仮称）新潟市子ども読書活動推進計画策定有識者会議設置要綱	38
4 （仮称）新潟市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱	40
5 計画策定の経過	43

～子どもの読書環境の整備とは～

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

しかし、読書がどんなに意義のあることだとしても、子どもに本を読むことを強制できるものではありません。

大切なことは子どもの時代から本に接し、本に親しみ、自主的・主体的に本を読むことができる読書習慣を身につけることで、読書習慣はその子どもの生涯を通じた財産となります。

そのために必要なことが、子どもの読書環境の整備です。

- 子どもたちの身近に本があること。（＝本）
- 図書館はもちろん、家庭にも、保育園・幼稚園や学校にも、本を読める場所があること。（＝場所，物理的な環境）
- 子どもたちの身近にいる大人たち（保護者や保育者・教職員など）が、自ら本に親しみながら、子どもに本を手渡したり、子どもと一緒に本を楽しむこと。（＝子どもと本をつなぐ人）

子どもの読書環境は、これら3つが一体となって作られるものです。

子どもの読書環境づくりは、子どもたちのためだけにあるものではなく、大人の生涯を通じた学びに大きくかかわるものと言えます。

第1章 新潟市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

テレビ・ビデオなどに加え、インターネットや携帯電話などさまざまな情報メディアの進化・普及に伴い、子どもたちの生活時間に占めるそれらの接触時間が増加し、電子メディアを介した事件の発生などさまざまな問題が顕在化する一方、「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。また、世界的な学力調査の比較などから、日本の子どもたちの「読解力の向上」が課題であると指摘されています。

子どもにとっての読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法律」という。）第2条）であり、家庭・学校・図書館・地域などが連携・協力し、社会全体で子どもが読書活動ができるような環境（＝子どもの読書環境）づくりを進めていくことが求められています。

国においては、法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定（平成14年8月。20年3月第二次計画）、また新潟県においても、「新潟県子ども読書活動推進計画」を策定しています（平成16年3月。21年3月第二次計画）。

新潟市においては、新潟市教育ビジョン（＊）の基本施策「確かな学力の向上」のなかで「学習習慣の定着と読書活動の推進」を掲げ、「家庭との連携を進めながら、支援体制の充実に努める」こととしています。

新潟市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、法律に基づき、国や県の計画を基本としながら、新潟市教育ビジョンを踏まえ、新潟市の子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを目指して策定するものです。

2 計画の対象と期間

計画の対象は、概ね18歳までの子どもとしますが、取組の主体は、大人を含む全ての市民となります。

計画の期間は、平成22年（2010年）度から26年（2014年）度までの5年間とします。

3 計画策定の経緯

（1）計画策定の体制

計画づくりの体制は、子どもと読書にかかわる事業を行っている市役所内関係 17 課・機関による「(仮称)新潟市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会」(以下、「庁内検討委員会」という。)と、子どもと読書に造詣の深い有識者 7 人による「(仮称)新潟市子ども読書活動推進計画策定有識者会議」(以下、「有識者会議」という。)を設置、中央図書館を事務局として、平成 20 年度と 21 年度の 2 か年をかけて策定しました。

(2) 「現状と課題」の整理

新潟市では、これまで図書館の整備と併せて、絵本の読み聞かせや児童書の選書などに精通した「児童図書館員」の養成に努め、児童サービス(*)を図書館運営の大きな柱としてきました。図書館や公民館では、早くから「読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、修了後多くのボランティアが自主グループを結成し、図書館や公民館などで絵本の読み聞かせを行ってきています。また、全ての市立小中学校に専任の学校図書館司書を配置するなど、子どもと本を結び付ける「人」を重視した取組を進めてきました。

また、平成 17 年の 14 市町村による広域合併後は、学校図書館司書配置を合併地区全小中学校に拡大し、さらに、政令市に移行した 19 年には、「こどもとしょかん」を擁する中央図書館を開館、子どもの読書活動を進める取組を強化してきています。

本計画は、これまでの新潟市の子どもと読書にかかわる取組の現状と課題を整理することから計画づくりを進めることにしました。

(3) 計画づくりのなかで

有識者会議では、何よりも保護者や保育者、教師など日々子どもに接する大人が本を読むことが大事であることが、繰り返し指摘されました。「現状と課題」を受け、保育園や小中学校の学校図書館の視察も行い、さまざまな支援策が提案されました。

庁内検討委員会では、各部署が取り組んでいる施策を「子どもと読書」という切り口で見直し、評価するなかから、関係課の連携が大事だという共通認識が生まれ、この計画づくりが連携の第一歩になっていきました。

計画づくりの中間点で行った「教育フォーラム 2009～子どもの読書活動を進める市民のつどい」(*)では、参加者から、絵本が大人にとっても大きな意味があるという指摘への共感や、家庭や学校などで子どもの読書活動を進めることが大事であることなど、有識者会議での論議と重なる声をたくさんいただきました。

本計画は、これら多くの声に耳を傾けながら策定しました。

用語解説

* 新潟市教育ビジョン

政令市移行を前に、「政令市新潟」の教育が目指す方向と在り方を明確に示すために、平成18年3月策定された行政計画。教育行政の方向のひとつに、学校教育と社会教育、地域住民や地域課題に取り組む団体など民間が、一体となって教育活動を進める「学・社・民の融合」による人づくり、地域づくり、学校づくりを進めることとしている。

* 児童サービス

図書館で行う主に赤ちゃんから小学生ぐらいまでの子どもとその保護者などを対象にしたサービス。子どもと本を結び付け、本を読む喜びや楽しさを伝え、読書習慣を身につけさせることを最大の目的とする。

* 教育フォーラム2009～子どもの読書活動を進める市民のつどい

教育フォーラムは、新潟市教育委員会が新潟市教育ビジョンを市民と共に推進するため毎年開催しているもので、平成21年度は、子どもの読書活動をテーマに5月30日に開催。基調講演は、ノンフィクション作家柳田邦男さん。パネルディスカッションでは、有識者会議から4人の委員がパネリストとして参加した。

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1 家庭

子どもの読書習慣は、何よりも家庭のなかで親と子のふれあいのなかから作られます。家庭に本があり、赤ちゃんの時から親と子がともに読書を楽しむことが、子どもが読書習慣を身につけるうえで大きな力になります。

また、乳幼児期の絵本の読み聞かせは、親と子のふれあいの時間となり、良好な親子関係をつくりあげるための一助ともなります。

【現状と課題】

家庭における子どもと読書について、就学前の子ども（1歳～5歳）を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施しました（平成20年8月。概要は資料集参照）。

① 保護者の読書に対する意識

保護者の8割が「読書が好き」・「どちらかといえば好き」で、ほぼ全員が絵本の読み聞かせを行うことが大切であると考えています。

② 保護者の読み聞かせの実施状況

絵本の読み聞かせを行っている保護者が9割に達しています。実施の頻度では、ほぼ毎日行っているとする保護者が31%、また、初めて読み聞かせを行った時期は、子どもが1歳未満とする保護者が59%となっています。

新潟市では、保護者への啓発のため、4か月児対象の股関節検診や小学校入学前の検診時を利用して図書館が推薦する絵本や子育てのヒントになる本の紹介リストを配布しています。引き続き、読み聞かせを行うことの意義や楽しさを伝えるなど、働きかけを行う必要があります。

図1

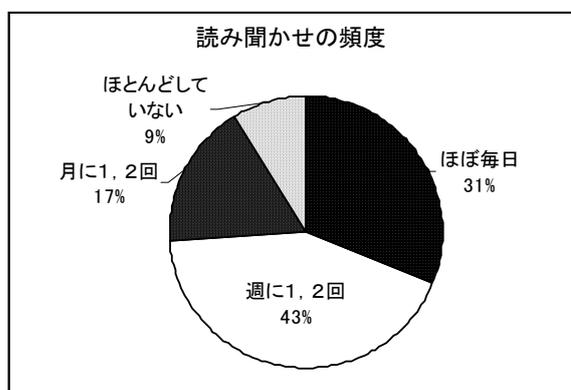
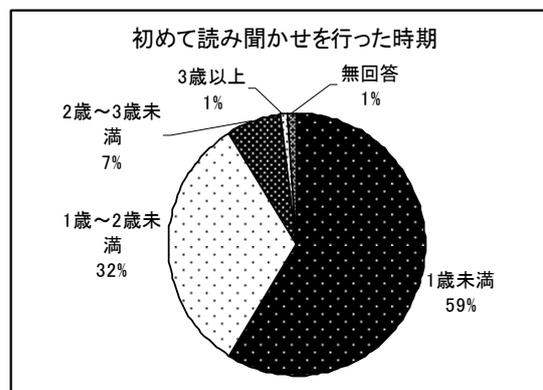


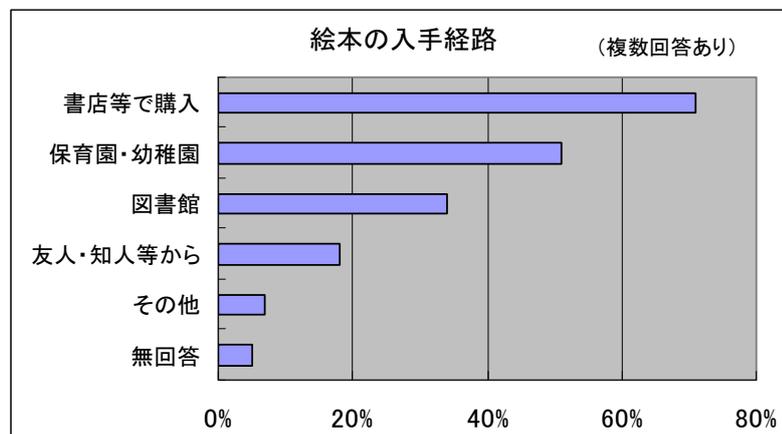
図2



③ 絵本の入手方法

読み聞かせに使う絵本は7割の保護者が書店等で購入し、また、5割が保育園・幼稚園から借りています。図書館から借りるとする人は3割でした。

図3



④ テレビ・ビデオの視聴

毎日1時間以上テレビを見ている乳幼児が7割で、年齢が高くなるほどその割合は高くなります。読み聞かせを行う頻度が多いほど、視聴時間は短くなる傾向にあります。

【取組の方向】

<家庭での取組>

① 読書の時間

子どもの読書の意義や大切さを理解して、暮らしの中に読書の時間や読書について話し合う時間をつくることが望まれます。保護者自身が読書を楽しむことも、子どもの読書活動をすすめるためには大切です。

② 読み聞かせの実施

乳幼児期から絵本の読み聞かせを行うことが望まれます。読み聞かせは子どもとのコミュニケーションの道具・子育てのツールと考え、子どもとともに楽しむことが大切です。

③ 本のある環境づくり

家庭の中に本がある環境をつくるのが大切です。図書館や保育園等から本を借りたり、図書館や公民館などの事業に参加して、子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方についての情報を得ることが望まれます。

＜市の取組＞

① 保護者への働きかけ

子どもの読書活動をすすめるためには、保護者に読書の意義や重要性、読書の楽しさをわかってもらうことが必要です。保育園・幼稚園・学校や公民館・図書館から保護者へ働きかけるとともに、市役所関係課が行う事業に子どもの読書に関する内容を取り入れて、これらの事業が周知されるように広報を充実します。

② ブックスタート事業（＊）の検討

乳幼児期からの読み聞かせの大切さを理解してもらう具体的な働きかけとして、新潟市在住の全乳幼児に絵本をプレゼントし、ボランティアから協力いただき、その場で読み聞かせを行い保護者へアドバイスをを行う「ブックスタート事業」の実施を検討します。

実施方法などは、市役所関係課やボランティア等と協議して実現の方向を探ります。

③ 図書館の充実

図書館の絵本や児童書を充実し、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行います。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
読書活動の推進	☆ 親子で参加する読み聞かせ事業等の実施
読書環境の整備	☆ 保護者等を対象とした啓発事業の実施と情報提供 ★ ブックスタート事業の検討

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。太字は重点事業

用語解説

* ブックスタート事業

1992年にイギリスで始まった、0歳児健診などで絵本の読み聞かせの意義や方法などを説明し絵本を手渡す活動。日本では政令市の18市中、8市で実施している。

2 保育園・幼稚園

新潟市の保育園・幼稚園の就園状況は、0歳児で15%、2歳児で45%、3歳児以上は96%となっています。

就学前に絵本の楽しさを体験することは、その後の読書活動をすすめるために重要で、この時期の子どもたちが長い時間を過ごす保育園・幼稚園が重要な役割を担っています。

【現状と課題】

保育園・幼稚園における子どもと読書について、新潟市の保育園・幼稚園を対象としたアンケート調査を実施しました（平成20年8月。概要は資料集参照）。

① 保護者に向けた読書の啓発活動

「園だより」などでの絵本の紹介や、講演会や保護者向け絵本講座などを行っている園が7割にのびります。今後、啓発のために取り組みたいこととして、「園だより」での絵本の紹介、貸出用絵本コーナーの設置や図書の実質、保護者向け講座・講演会の実施、職員研修などがあげられています。また、読書に対する保護者の関心の低さを指摘する声もあります。

② 読み聞かせ等の活動

読書活動の時間を保育計画・教育計画に位置づけて、日常的に保育士・教諭による絵本の読み聞かせが行われています。

読み聞かせ等のボランティアの受け入れを2割の園で行っていますが、今後ボランティアの活動を望む声が複数寄せられています。

③ 園で所蔵している絵本等の状況

絵本や紙芝居などを平均約1,600冊所蔵しています。これらの絵本などは、新聞・雑誌やインターネット、書店等から情報を得て、園平均で1年間に約80冊を購入しています。

これらの本の家庭への貸出を行っている園は7割あり、保護者を対象としたアンケートでも、回答者の半数が読み聞かせのための本を保育園・幼稚園で借りていると答えています。

④ 読書活動推進の取り組み

図書館に対して、講演会や講座の講師派遣、読み聞かせの実施、職員やボランティアへの研修、本の選び方の支援などを求めています。

【取組の方向】

<園での取組>

① 保護者への啓発

保育園・幼稚園の行事や「園だより」などをとおして、保護者への啓発や情報提供を行うことが望まれます。

② 読み聞かせの活動を広げる

子どもが読み聞かせを楽しむ場と幅を広げるため、ボランティアを受け入れることなども考えられます。

また、障がいのある子どもに対する配慮も望まれます。

③ 読書環境の整備

図書館の推薦リストなどを参考に、発達段階に応じた絵本を用意して絵本コーナーを充実するとともに、保護者の利用を働きかけることが望まれます。

④ 職員研修の実施

発達段階に応じた絵本の選定や読み聞かせ方法などに関する職員研修を行うことが望まれます。

<市の取組>

① 保育園・幼稚園への啓発

子どもと読書について、保育園・幼稚園から家庭・保護者に対する啓発や情報提供を行うように働きかけます。

② 職員研修

充実した職員研修が実施されるよう、研修の企画や講師派遣等についての支援を行います。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
読書活動の推進	☆ さまざまな機会に子どもの発達段階に応じた読み聞かせの実施
読書環境の整備	☆ 保護者等を対象とした啓発事業の実施と情報提供 ☆ 絵本コーナーの充実 ☆ 職員研修の実施

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。太字は重点事業。

3 学校

学校、とりわけ小学校・中学校は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。児童・生徒はさまざまな本を読むことにより学習内容を深め、言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高めていきます。

【現状と課題】

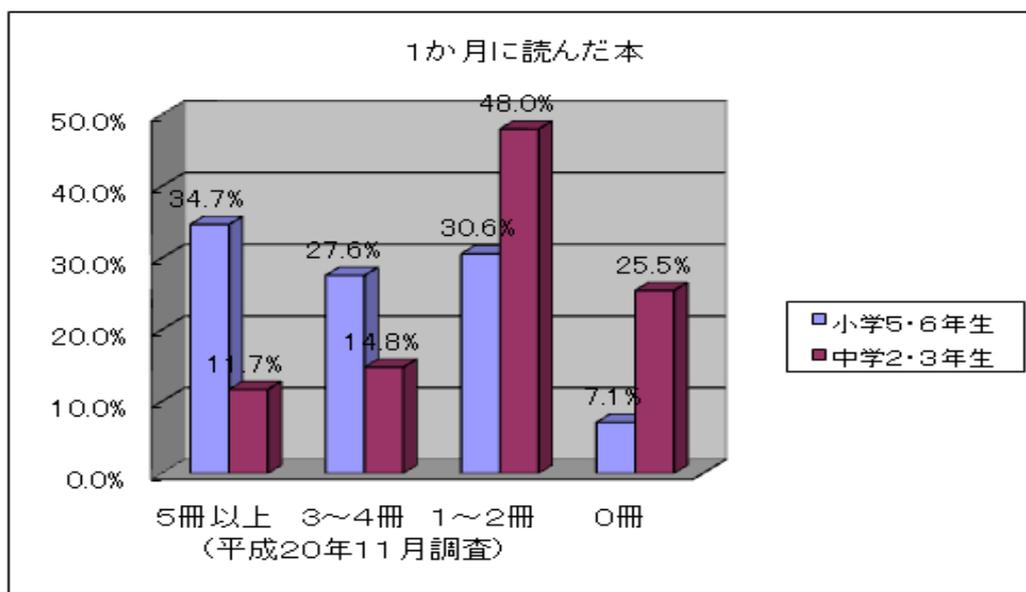
① 子どもの生活時間と読書

「平成20年度新潟市生活・学習意識調査」(*)によれば、新潟市の子どもたちの

平日のテレビ・ビデオ・電子ゲーム・インターネットや携帯電話などに費やす平均時間は、3時間を超えています。一方、1か月に全く本を読まない小学生は7%、中学生は26%となっています。

テレビや電子メディアの接触時間が長く、学年が上がるに従って本を読まない傾向が明らかになっています。

図4



注：平成20年度新潟市生活・学習意識調査。

② 読書活動

小中学校段階において子どもが読書習慣を身につける最も重要な施設は、学校図書館です。

平成20年3月に告示された新しい学習指導要領(*)では、「指導計画の作成にあたっての配慮事項」のなかで、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」としています。

新潟市では、小学校における学校図書館を使って授業を行う「図書の時間」のほか、おもに国語、社会、総合的な学習の時間、特別活動などで、学校図書館を活用した授業を行っています。

また、小中学校では、授業開始前の「朝の読書」や全校一斉読書活動が活発に取組まれて、読書習慣を身につけるだけでなく、その後の授業に集中できるなど、効果が認められています。

③ 学校図書館活用の条件整備

学校図書館を活用していくためには、施設の整備に加え、蔵書の整備と、児童生徒が学校図書館を使いこなすことができるよう導く人的体制を整えることが必要です。

新潟市の小中学校における「学校図書館図書標準」(*)を達成している学校は、小学校で61%、中学校で54%となっています。図書標準を達成し、新鮮で魅力的な蔵書の整備を進めることが課題となっています。

表1 図書標準達成校率 (平成20年度調査)

	全国	政令市	新潟市
小学校	45%	46%	58%(61%)
中学校	39%	45%	49%(54%)

注1：学校図書館の現状に関する調査(*)

2：政令市の数字(*)は、平成19年度調査。

3：新潟市の()内は、平成21年度調査。

学校図書館法が定めた12学級以上のすべての学校で司書教諭 (*)を発令しています。しかし司書教諭は学級担任をしながら業務を行っており、学校図書館業務に専任できる状況にはありません。

新潟市では、学校図書館の専任職員として全ての市立小中学校に学校図書館司書 (*)を配置し、司書教諭や図書館主任と連携し、児童生徒がいつでも学校図書館を活用できる体制を整えています。

表2 学校図書館担当職員の配置状況 (平成20年度調査)

	全国	政令市	新潟市
小学校	38%	37%	100%
中学校	39%	34%	100%

注1：学校図書館の現状に関する調査。

2：文科省調査では、学校図書館司書ではなく、「学校図書館担当職員」という名称を使用している。

3：政令市の数字は、平成19年度調査。

合併により広がった新潟市の小中学校では、地域によって学校図書館の施設・蔵書やその利活用において大きな格差があります。

新潟市では学校図書館支援センター (*)を平成20年度に西川図書館(西蒲区)、21年度には豊栄図書館(北区)に設置、現状の格差を是正するとともに、全ての学校でさらに学校図書館の利活用を進めるための支援を行っています。

④ 地域や公共図書館との連携

学校独自で、あるいは、「子どもふれあいスクール事業」(*)や「地域と学校パートナーシップ事業」(*)などにおいても、読み聞かせなどの読書活動支援ボランティアが活動している学校が拡大してきています。

また、学校図書館の公共図書館との連携は、新潟市では全国や他の政令市と比較しても進んでいます。しかし公共図書館からの団体貸出利用では、学校図書館司書が貸出・返却に勤務時間外に出向くことも多く、その改善が課題となっています。

学校図書館を拠点に、「学・社・民の融合」により子どもの読書活動を進めていくことが必要です。

【取組の方向】

<学校での取組>

① 学校図書館活用教育の推進

各学校の教育ビジョンに読書活動や学校図書館活用授業を位置付け、校長や教頭など管理職の理解とリーダーシップのもと、司書教諭や図書館主任と学校図書館司書の役割分担を明確にし、学校全体で読書活動を推進します。

② 読書活動の推進

「朝の読書」や全校一斉読書を進めるとともに、「生活・学習意識調査」の結果などを活用し、校内読書週間など学校のさまざまな場面で魅力ある読書活動を展開していきます。

学校図書館は、児童生徒一人ひとりの興味関心に合わせ、絵本から読み物、調べ学習、さらにティーンズ世代に向けた本の紹介など、「読書センター」「学習・情報センター」として、全ての子どもたちの利活用を促す図書館づくりを進めます。

③ 読書活動が困難な子どもへの支援

特別な支援が必要な子どもなど、読書活動に障がいがある一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

④ 地域との連携

「学・社・民の融合」による地域に開かれた学校づくりを進め、学校における読書活動の考え方や取り組みを、学校のホームページや「学校だより」「学校図書館だより」などを通して保護者や地域に情報発信していきます。地域教育コーディネーターなどと連携し、読み聞かせなど読書活動を支援するボランティアの活動をさらに活発にしていきます。

<市の取組>

① 教職員研修

校長等管理職を対象にした読書活動推進についての研修を行うとともに、アニメーションやブックトーク(*)などさまざまな手法で読書活動を魅力あるものとするため、教職員に向けた研修を開催します。また、司書教諭・図書館主任と学校図書館司書が協働の取組を進められるよう研修の在り方を検討します。

あわせて教職員の任意研修団体への支援を行います。

② 読書環境の整備

学校図書館図書標準を達成し、新鮮で魅力ある蔵書の整備に努めます。また、学校図書館の効率的な運用を目指し、学校図書館業務へのパソコン導入や蔵書のデータベース化に向けた検討を進めます。

調べ学習に対応し、公共図書館から学校への団体貸出を利用しやすくするため、団体貸出配送システムを整備します。

引き続き全小中学校に学校図書館司書を配置するとともに、司書教諭が専門性を発揮しうる体制とするよう教員定数配置について国に働きかけていきます。

③ 学校図書館支援センターの整備

学校図書館の活動をさらに充実させるため、公共図書館に学校図書館支援センターを設置し、学校図書館を組織的に支援します。

西川図書館と豊栄図書館における学校図書館支援センターの試行の結果を検証し、全区に拡大、それぞれの区の状況に合わせた支援を進めます。なお、学校図書館支援センターが設置されていない区においても、市立図書館と学校図書館の情報交換会を開催するなど、現状でできる支援を進めます。

④ 読書活動に障がいがある子どもへの支援

ユニバーサルデザイン絵本や布の絵本、点字絵本（*）などの収集と情報提供を進めます。

⑤ 地域との連携

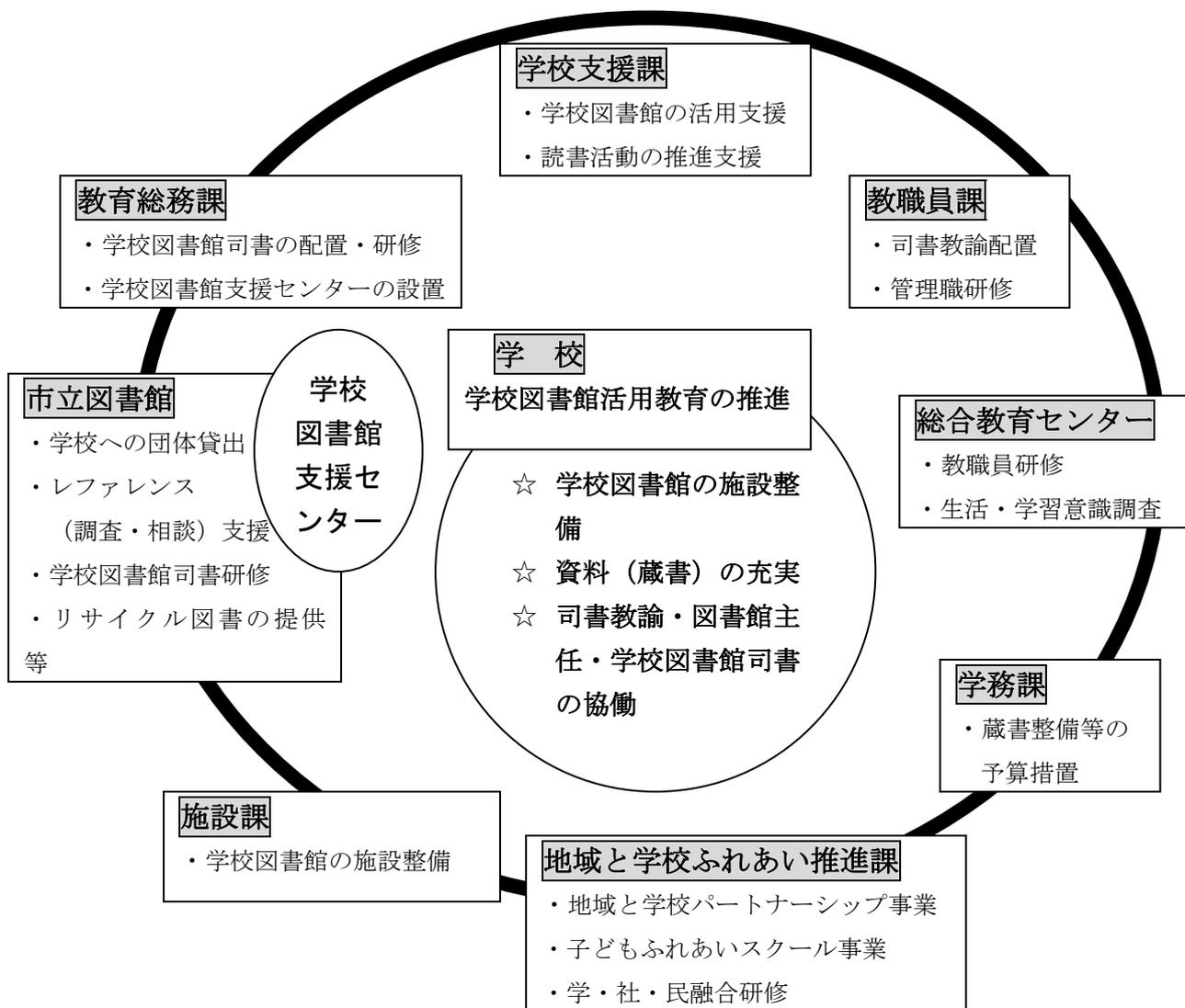
地域教育コーディネーターなどと連携し、読み聞かせなど読書活動支援ボランティアに対するニーズの把握やボランティア養成への支援を進めます。あわせて学校図書館の地域開放への支援を進めます。

⑥ 学校図書館関係課の連携

教育委員会内の学校図書館関係各課・機関による連絡会議を設置し、関係各課・機関が連携を深め、効果的な学校図書館運営ができるよう支援します。

図5 学校図書館関係課等の役割

⇒「学校図書館関係課・機関連絡会議」の設置へ



【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
読書活動推進研修	<ul style="list-style-type: none"> ★ 読書活動についての管理職研修の実施 ★ 司書教諭・図書館主任と学校図書館司書の研修の在り方検討
読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ★ 学校への団体貸出配送システムの整備 ☆ 学校図書館図書標準の達成 ＜計画期間内に達成＞ ★ 学校図書館へのパソコン配備と蔵書のデータベース化の検討
学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★ 学校図書館支援センターの整備 ＜全区に設置＞ ★ 学校図書館関係課・機関連絡会議の設置

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。太字は重点事業。

用語解説

* 平成20年度新潟市生活・学習意識調査

総合教育センターが、市内の小学5・6年生と中学2・3年生全員（計約3万人）を対象に平成20年11月実施した調査。なお、電子ゲーム・インターネットと携帯電話についてみると（平日の平均時間）、小学5・6年生で1時間6分、中学2・3年生では1時間30分になっている。

* 新しい学習指導要領

「新学習指導要領解説 総則編」では、学校図書館について以下のように記述している。

「今回の改訂においては各教科等を通じて児童（生徒）の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童（生徒）の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、児童（生徒）の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童（生徒）の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。」

* 学校図書館図書標準

学校図書館の整備を図る際の目標として、平成5年に文部省（当時）が設定したもので、学級数に応じて必要な標準蔵書冊数を示している。

＊ **学校図書館の現状に関する調査**

学校図書館に関する行政上の参考とするため、文科省が毎年実施している全国調査。

＊ **政令市の数字**

「現状と課題」の整理にあたり、平成20年8月に政令市に文科省調査のデータ（19年度数値）を照会したもの。回答のなかった横浜市を除く15市と本市分を集計した。

＊ **司書教諭**

学校図書館法では、「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」としており、教諭をもって充て、司書教諭講習を修了した者でなければならないとしている（第5条）。

＊ **学校図書館司書**

学校図書館の利活用を進めるため、地方自治体独自の施策として配置する職員。本市では、司書又は司書教諭の有資格者を学校図書館専任職員として、平成10年度までに全ての市立小中学校に配置。広域合併後には合併地区へも拡大、18年度中にすべての小中学校に配置した。

＊ **学校図書館支援センター**

学校における子どもの読書活動を推進すること、地域に開かれた学校づくりの一環として学校図書館の地域開放を進めることなどを目標に、市立図書館に支援センターを設置し、学校図書館の活動を支援するもので、平成20年度から試行に入っている。試行では、区内の全小中学校の学校図書館の調査や情報交換会を繰り返すなかで、直ちに必要な支援と中長期的な課題を整理、現場に合わせた具体的な支援を行いながら、今後の学校図書館の利活用の推進に向けた支援の在り方を模索している。

＊ **子どもふれあいスクール事業**

安心安全な遊び場を提供し地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図るため、概ね週1～3回、平日の放課後と土曜日の午前に学校の施設を使って開設。地域で組織する「ふれあいスクール運営委員会」が運営している。学校図書館を活動場所とするところも多い。

＊ **地域と学校パートナーシップ事業**

地域に支えられた学校づくりを進めるため、学校に「地域教育コーディネーター」を置き、学校・地域・社会教育施設が協働して教育活動を進める事業。

＊ **団体貸出**

新潟市の図書館では、学校教育で必要とされる本などの資料を、同時に100冊まで（1か月間）貸出している。

＊ **アニメーションやブックトーク**

アニメーションは、ゲーム的手法による読書指導法で、その場で読み聞かせたり、参加者があらかじめ同じ本を読んでおき、楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション能力を高めていこうとするもの。ブックトークは、あるテーマのもとに本を連続して紹介していくもの。

＊ ユニバーサルデザイン絵本や布の絵本，点字絵本

障がいのある子どものための絵本。ユニバーサルデザイン絵本には，特殊なインクを使って絵の形に膨らませて製作された絵本などがある。布の絵本は，新潟市ではボランティアにより手作りされ，その利用もボランティアによって進められてきた。布の絵本やユニバーサル絵本は，障がいのない子どもも十分楽しめるものになっている。点字絵本は，県立点字図書館で所蔵。

4 地域

地域において子どもの読書活動を進める拠点のひとつが図書館です。また，公民館や地域子育て支援センターなどでも，子どもの読書活動を進めています。子どもたちは地域において，保護者だけでなく，読み聞かせをするボランティアなどさまざまな大人に接しながら，自らの読書習慣を形成していきます。

(1) 図書館

図書館は子どもだけでなく，保護者など大人への啓発，読み聞かせボランティアの養成や支援，学校等への支援，公民館や市役所内関係課などとの連携など，子どもの読書活動を進める中心的施設としての働きが求められています。

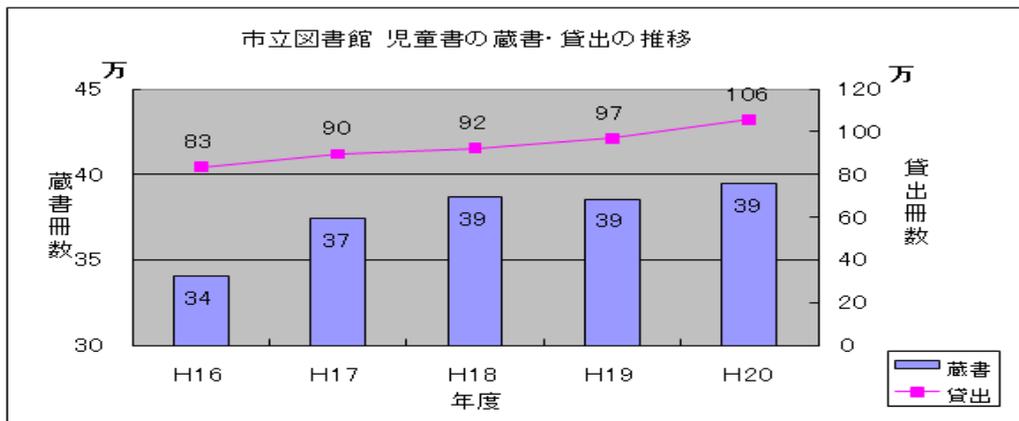
【現状と課題】

① 新潟市の図書館

新潟市立図書館は，18図書館と29地区図書室です。

市立図書館の平成20年度末現在の蔵書数は，約146万冊，そのうち児童書は約39万冊，年間貸出冊数は，437万冊で，そのうち児童書は約106万冊となっており，年々増加しています（地区図書室を除く）。

図6



新潟市では、児童サービスを図書館運営の大きな柱と位置付け、子どもの発達段階に対応した選書、読書の入り口となる絵本の読み聞かせや子ども向け事業の開催、保護者からの子どもの本の相談への対応、大人に向けた子どもの読書に関する講座の開催、読み聞かせボランティアの養成や支援など、子どもの読書活動を進める取組を幅広く行ってきています。

② 施設と児童サービス担当職員

施設の規模に応じて児童コーナーや「おはなしの部屋」などを設置しており、中央図書館では、「こどもとしょかん」と「ティーンズコーナー」(*)を一般利用と分けて整備しています。しかし公民館や区庁舎などと同じ建物にある図書館では十分なスペースがなく、ティーンズ向けのコーナーの設置ができない状況です。

児童サービス担当職員には、子どもと子どもの本に対する深い理解が必要であることから、専門的な研修会への派遣や実践を伴う図書館内研修などを行い、児童図書館員の養成と資質の向上に努めています。

③ 学校や保育園などへの支援

学校をはじめ、保育園・幼稚園・子育て支援センターなど、地域の関係機関等に対する団体貸出、読み聞かせや子どもの本に関する講師派遣、図書館のリサイクル図書の提供などを行っています。

④ 読み聞かせ等のボランティア

地域において読み聞かせなど読書活動にかかわるボランティアの活動が広がっています。新潟市では図書館や公民館で、古くから読み聞かせボランティア養成講座を開催してきており、これら講座の修了者がグループを作り、自主的な研修を積みながら活動を行っています。

図書館では、読み聞かせなどのボランティアが、現在37団体（延べ約400人）活動しています。定例事業として、「ボランティアによるおはなしのじかん」や紙芝居、わらべうたなどを行っているほか、春と秋の読書週間、夏休みやクリスマスなど季節に合わせた事業などでもボランティアは大きな役割を果たしています。

【取組の方向】

① 施設・設備・蔵書の充実

合併建設計画で計画されている図書館の新設や移転新築などにあたっては、一般コーナーと児童コーナーを分離して設けるなど、子どもや保護者などが気兼ねなく利用できるよう整備します。

幅広く新鮮な児童書を収集・提供するとともに、絵本などの企画展示などを通し、大人の利用も呼び掛けていきます。

また、外国語の絵本やユニバーサルデザイン絵本のほか、点字絵本や布の絵本などの収集と情報提供に努めます。

② 子どもと本を結ぶ事業の開催

子どもと本を結び付けるさまざまな事業を開催します。学校や保育園をはじめ地域のさまざまな団体や市役所内関係課などと協働で事業に取り組むなど、地域ぐるみで子どもの読書活動を進めます。

③ ティーンズ世代へ

読書離れ本離れが指摘されているティーンズ世代に向け、魅力的な資料を提供するとともに、ティーンズ世代向け通信などにより、本の楽しさ、豊かさを積極的に発信していきます。

④ 学校や保育園などへの支援

学校図書館支援センターを全区の中心図書館に設置し、市立図書館と学校図書館が一体となって児童生徒の読書活動を支援していきます。保育園や幼稚園、地域子育て支援センターなどへ団体貸出の利用を呼び掛けるとともに、絵本の講座への講師派遣などの支援を行います。

⑤ ボランティアとの連携・支援

学校や保育園、子育て支援施設などにおける読み聞かせ等のボランティアに対するニーズとボランティア活動を行いたいとする人々のニーズの双方に対応し、ボランティア養成の機会を充実します。活動の場を提供するとともに、活動の中で生じる課題などに対応するため、図書館とボランティアの情報交換会やステップアップのための講座を開催します。

また、ブックトークやアニメーションなど、新たな子どもの読書活動に取り組むボランティアへの支援や、ボランティアと図書館がともに子どもの読書活動を進める啓発事業を行います。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
図書館の整備	☆ 図書館の新設・移転に際し、児童コーナーなどの整備 (「巻図書館」・「亀田図書館」・「新津図書館」) ＜合併建設計画＞
ボランティアの養成と支援	☆ 読み聞かせ等ボランティア養成講座，ステップアップ講座， 情報交換会の開催 ☆ ボランティアとの共催事業の拡大

学校・保育園等への支援	<p>★ 学校図書館支援センターの整備 <全区に設置> (再掲)</p> <p>★ 学校への団体貸出配送システムの整備 (再掲)</p> <p>★ 学校図書館関係課・機関連絡会議の設置 (再掲)</p> <p>☆ 保育園等の絵本講座への講師派遣</p>
-------------	--

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。太字は重点事業。

用語解説

* ティーンズコーナー

図書館界では、主に中学・高校生を対象とするサービスをヤングアダルト (YA) サービスやティーンズサービスとよんでいる。新潟市立図書館ではこれら世代向けに「ティーンズコーナー」や「ヤングアダルトコーナー」と呼び、コーナーを設けている。

(2) 公民館・地域子育て支援センター等

子どもと保護者を対象とした事業を行う施設には、公民館、地域子育て支援センター (*)、地域保健福祉センター (*)、児童館・児童センター (*)、放課後児童クラブ (*) などがあり、各々の特色を活かしながら子どもの読書に関わる取り組みを行っています。

【現状と課題】

① 事業の実施

公民館では、子育て中の保護者の不安や悩みを解消するため、乳児期から思春期までの各年代に分けた家庭教育学級や子育てサロンなどの事業を実施し、そのなかで子どもの読書に関わる講座や絵本の読み聞かせを行っています。

また、地域子育て支援センターや地域保健福祉センターでは絵本コーナーを設け、職員やボランティアによる読み聞かせを実施し、児童館・児童センターや放課後児童クラブでも、図書室や図書コーナーを設け、読み聞かせ等が行われています。

② 各施設の蔵書

図書室や図書コーナーを設けている施設の中には、選書についての情報が不足し、また、本を購入するための予算措置がされていないため蔵書が十分でないこともあります。

③ ボランティアの受入

ボランティアによる読み聞かせの機会を設けている施設もあり、公民館では読み聞かせボランティアの養成講座を開催しています。

④ 地域文庫・家庭文庫

新潟市では、地域において、子どもの読書に関心の高い市民が、コミュニティハウスや個人の家を開放して絵本の読み聞かせや貸出などを行っている地域文庫や家庭文庫があります。

【取組の方向】

① 公民館事業等の充実

公民館主催の乳幼児期家庭教育学級や、「にいがたっ子☆スペースくろさき」等で行われている「親子の居場所」のスタッフ養成講座などにおいて、絵本に関する講座を開催するなど、主催事業のなかで子どもと読書についての啓発を進めます。

② 蔵書の充実や事業への支援

地域子育て支援センターなどでは、図書館からの選書に関する情報や図書館のリサイクル図書の提供などにより、各施設の規模に合わせた蔵書の質・量を充実させます。また、各施設で行われている子どもの読書活動を進める事業に対し図書館からの支援を充実します。

地域文庫・家庭文庫については、活動の状況に応じて、図書館からの支援や連携の在り方を検討します。

③ ボランティアの活動

各施設のニーズにあわせて、ボランティアによる読み聞かせの機会を拡大できるよう支援します。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
読書活動の推進	☆ さまざまな機会に子どもの発達段階に応じた読み聞かせの実施 ☆ ボランティア受入による読み聞かせの機会拡大
読書環境の整備	☆ 公民館事業における絵本の読み聞かせ講座など、保護者等を対象とした啓発事業の実施と情報提供 ☆ 図書コーナーの充実 ☆ 放課後児童クラブ等における職員研修の実施

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。太字は重点事業。

用語解説

* **地域子育て支援センター**

子育て家庭に対する育児支援を目的とした施設。保育士や保健師による子育て相談，親子遊びなどの催し，フリースペースの開放などを行い，子どもと一緒に遊ぶなかで，親同士も情報交換や友達づくりができる。

* **地域保健福祉センター**

市民の健康の保持及び福祉の増進に資するための施設。乳幼児健診の会場にもなり，乳幼児と保護者のためのさまざまな事業を行っている。

* **児童館・児童センター**

子どもたちが自由に遊べる施設。施設によって異なるが，プレイルームや図書室，工作室などがあり，さまざまな事業を行っている。

* **放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）**

就労などにより昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し，専任指導員が児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行っている。

第3章 計画推進のために

1 数値目標

本計画のなかで数値化できる取組について、目標年度における数値目標を設定します。

指標項目	平成20年度末	平成26年度末
① 学校図書館図書標準を達成している小中学校の割合（達成校率）	小学校 61% 中学校 54%	小学校 100% 中学校 100%
② 市立図書館における小中学生（7歳～15歳）への本の貸出冊数	460,000 冊	531,000 冊
③ 市立図書館における児童書の貸出冊数	1,056,000 冊	1,220,000 冊

2 広報・啓発

本計画は、子どもの読書環境整備を社会全体で取り組んでいこうとするものです。

本計画の関係課・機関はもとより、保育園・幼稚園・子育て支援施設・学校など、子どもと読書にかかわる取組を行う機関や団体が、互いに連携を深め、それぞれの取組を進めていくことが大切です。

子どもだけでなく、子どもの周囲にいる大人への啓発を含め、本計画の広報啓発活動を行いながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成を図っていきます。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
子どもの読書活動についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業実施課・機関における広報紙やホームページなどを用いた啓発 ☆ 保育園・幼稚園・学校などで保護者懇談会などにおける啓発 ★ 本計画の周知を図る啓発事業を区役所などと連携して実施 ★ 医療機関や銀行などへ啓発リーフレットを配布
文学創作活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ティーンズ世代に向け「にいがた市民文学」の青春大賞への応募の働きかけ

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。**太字**は重点事業。

3 推進体制

関係課・機関の計画推進にかかわる情報を相互に交換し、進捗状況を確認しながら、必要な見直しを行うなど、本計画を効果的に推進していくため、「子ども読書活動推進計画庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議は、計画策定のための「庁内検討委員会」を発展させ、計画づくりのなかで始まった連携をさらに充実したものにしていきます。

なお、本計画の重点事業が集中している学校図書館に関しては、推進会議のなかに、「学校図書館関係課・機関連絡会議（部会）」を設け、集中的に取り組めます。

【主な施策と具体的な取組】

施策名	具体的な取組
計画の推進組織の設置	★ 子ども読書活動推進計画庁内推進会議の設置 推進会議内に、学校図書館関係課・機関連絡会議（部会）を 設置

注：「★」は新規事業。「☆」は継続事業。**太字**は重点事業。